

□■養成所ニュースプラス第 17 号 2024□■

9 月も中旬だというのに、暑い日が続きます。「修了見込証明書」は到着したでしょうか。早めに受験申込をして、試験勉強に集中しましょう。日本ソーシャルワーク教育学校連盟の模擬試験を検討している方、本日が申込み締切日になります。

Plus Quiz は「保健医療サービス」（現、保健医療と福祉）から「医療計画」を取りあげます。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz ・ ・ ・ ・ ・

【第 36 回問題 73】医療法に基づく医療計画に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 国が、地域の実情に合わせて策定することになっている。
2. 医療提供体制の確保を図るためのものである。
3. 医療圏は、一次医療圏と二次医療圏の 2 つから構成されている。
4. 病院の定義や人員、設備の基準を定めることになっている。
5. 2 年ごとに見直される。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info ・ ・ ・ ・ ・

- ・ (35 期生) 該当者に対して修了見込証明書類一式をレターパックライトにて発送いたしました。

修了見込証明書は国家試験の受験申込に必要な重要書類となりますので、届かない場合は当養成所までご連絡ください。

- ・ (35 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

- ・ (35-36 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

※本養成所受講認定基準を満たす支給希望者には、10 月末日付けで、支給申請書類一式を発送いたします。

お手元への到着は 11 月上旬頃の予定です。今しばらくお待ちください。

- ・ 受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info ・ ・ ・ ・ ・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・ 第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1357583&c=3246&d=99c7>

※試験時間、試験科目（午前・午後の内訳）が公開されました。

- ・ 第 37 回社会福祉士国家試験『受験の手引』請求窓口が開設されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1357584&c=3246&d=99c7>

※上記 URL にアクセスし「3 申し込み手続き方法」を確認してください。

- ・ 第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1357585&c=3246&d=99c7>

- ・ 第 37 回社会福祉士国家試験の受験申込受付が始まりました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1357586&c=3246&d=99c7>

- ・ 日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1357587&c=3246&d=99c7>

※本日が締め切りですので、検討されている方は早急にご確認ください。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1357588&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1357589&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

【受験対策ミニ講座第 11 号／受験勉強を始められていない方へ】

中央法規の「合格応援プラン」を購入したものの、まだ始めていない方、「合格スケジュール」をもう一度見てください。既に始めている方は今週で 6 科目目に入っています。この 6 週間をここで取り返すには、週 4 日間で 1 科目のスケジュールを見直さなくてはなりません。例えば、月曜日に動画を視聴し「合格テキスト」を読む、火曜日に残りの「合格テキスト」を読み、一問一答形式の「国試にチャレンジ」を解く、水曜日に 3 年間の過去問を行い解説を読む。これを木・金・土曜日も行います。週 6 日間 2 科目を 6 週間続け、漸く 11 月初旬に当初のスケジュールに追いつくことになります。このように開始を先延ばしにするほど、取り返すのに負荷がかかってしまいます。今日から始めましょう。

また、過去問中心に進めていこうと思っている方には、4 日間サイクルをお勧めします。1 日目に 1 科目の特徴と新出題基準を確認し、36 回試験の 1 科目分を解き解説を読み込みます。同様に 2 日目に 35 回試験、3 日目に 34 回試験の 1 科目分を行います。ここで加えてほしいのは、2 日目のはじめに前日にやった 36 回を、3 日目のはじめに 35 回をもう一度解くことです。そして、4 日目に 34 回をもう 1 回解き、3 回分の過去問をもう一度行います。4 日間で 3 回繰り返すことで定着を図り、4 日目にはなかなか理解できない内容のみ解説を熟読し、参考書やテキストにもあたり理解を進めます。

この方法は、進めているけれど忘れてしまうと悩んでいる方にも、お勧めです。そして、4 日目には参考書で新出題基準の過去問でカバーできない部分も精読します。毎日行くと、11 週間で 19 科目が終わりますが、週に 4 日間ですと 1 月下旬まで必要です。スケジュールを検討しましょう。

もちろん、計画どおり進んでいる方は、迷わず今までのやり方を守っていきましょう。模擬試験で 4～5 割はとれたけれども受験勉強は忙しくて始められていない方に、特にご検討いただきたい 10 月開始のプランを今後発送する予定です。参考にしてください。次回は、苦手な科目の対応についてお伝えします。

【Plus Quiz 正答と解説】

医療計画（都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画）は、医療圏の設定や、5 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）6 事業（救急医療、災害医療、新興感染症等の発生・まん延時の医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）に関する事項、病床規制、地域医療構想などを含みます。都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画や「医療介護総合確保法」に規定される都道府県計画と整合性を図らなくてはなりません。

地域医療構想は、団塊世代が後期高齢者になる 2025 年に向け、病床の機能分化や連携を目指し、都道府県が 2025 年の高度急性期、急性期、回復期、慢性期の医療需要と病床数、在宅医療等の医療需要を推計し策定するものです。医療機関は、毎年、病床機能を都道府県知事に報告しなければなりません。都道府県は、構想区域ごとに協議の場（地域医療構想調整会議）を設け協議を行うものとしています。

この科目では、変化する福祉的課題についての知識や技術に加えて患者の権利を守る取組や倫理的課題の理解等が求められます。新出題基準の項目「保健医療の動向」はテキスト第 3 章、「医療的倫理」は同じく第 2 章第 1 節で確認してお

きましょう。

1. ×厚生労働大臣が定めた基本方針と地域の実情に応じて、都道府県には策定の義務があります。
2. ○地域の実情に応じて、各都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定されます。
3. ×医療圏は3つから構成されます。1次医療圏は市町村が単位で、日常的な診療や疾病の予防、健康管理等を提供します。2次医療圏は病床の整備を図るべき地域単位で都道府県内に複数設定され、一般の入院医療を一体の区域として提供します。3次医療圏は都道府県が単位（北海道は6医療圏域）で、高度・特殊な専門医療を提供します。
4. ×病院の定義や人員、設備の基準は医療法で規定します。医療計画の病床規制では、各医療圏の病床数が一定の基準を超えないようにします。
5. ×医療計画は、6年ごとに調査、分析、評価を行い必要なときは変更します。ただし、居宅等の医療確保の達成状況等特定事項は3年ごととされています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus